

第 1 1 章 その他

1. LP ガス事業者賠償責任保険加入内容の変更の届出

提出書類

- ① LP ガス事業者賠償責任保険制度変更依頼書

異動承認請求書

主な変更事由

加入内容の変更が必要な場合としては、以下の様なケースが考えられます。

- ① 事業者の名称変更、事業者の本社の住所変更、事業者の代表者変更
- ② 販売所等の名称変更、販売所等の住所変更
- ③ 事業者の統合、事業者の分割
- ④ 他の事業者から商権を譲り受けた時
- ⑤ 販売所の統合、販売所の分割
- ⑥ 未加入のガス用途の追加(例：工業用ガスの追加)
- ⑦ 保安業務の追加
- ⑧ 配送委託販売事業の追加 等

※ 消費者戸数及び販売トン数の増加については、原則として保険期間中に変更の申し出は必要ありません。但し、行政への登録、認定申請時又は行政の立入検査時等に消費者戸数・販売トン数を変更するように指導された場合は、上記と同様に変更の手続きを行ってください。その際には、追加保険料をいただく場合があります。

留意事項

- ① 加入内容に変更が発生した場合には、変更内容を「LP ガス事業者賠償責任保険制度変更依頼書」に記入して、当協会に申し出て、手続きを行ってください。なお、他の都道府県協会に加入された保険内容の変更は、当協会では行えません。保険加入をされた協会にお問い合わせください。
- ② 「変更日」は、変更が発生する日を記入してください。なお、日付をさかのぼって変更することはできませんので、事前に変更手続きを取るようにしてください。(事前に日付を指定して変更することは可能です。)
- ③ 変更の内容は、新旧を対照してください。又、変更内容についての注釈(例：販売所の住所変更をお願いします。)を記入してください。
- ④ この手続きは、現在加入している賠償保険の内容の変更・追加を行うものですので、新規に加入する場合は該当しません。新規加入の場合は、当協会に一度ご連絡ください。保険用紙等を送付させていただきます。なお、この場合、この賠償保険は団体契約のため、当協会会員以外の方のお申し込みはお断りさせていただきます。
- ⑤ 「LP ガス販売事業者賠償責任保険」及び「LP ガス受託認定保安機関賠償責任保険」の加入内容に変更が発生した場合には、改めて「付保証料」(1事業所当たり300円)を納付していただきます。

2. LPガス事業者賠償責任保険の請求

提出書類

- ① LPガス事業者賠償責任保険 事故報告書

[保険事故報告書](#)

留意事項

- ① 保険事故の連絡は、保険申し込みをされた協会にしてください。なお、他の都道府県協会で加入された場合は、原則として当協会では行えませんので、ご注意ください。
- ② 保険事故が発生した場合は、すぐにご連絡ください。事故発生のご連絡が遅れたり、損害が確定した日から30日以内に保険金請求書その他必要書類の提出が無い場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので、十分ご注意ください。保険金請求権については、時効（3年）により消滅しますので、ご注意ください。
- ③ 賠償事故の場合、損害を与えた相手方の場所・車輛等の写真を撮影しておいてください。なお、車輛の場合、ナンバープレートが写ったものである必要があります。
- ④ 賠償金額の決定等においては、保険会社の承認が必要となります。保険会社の承認を得ないで、独自に示談交渉をなされた場合、示談金額の全部又は一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ⑤ 事故報告書を提出していただいた後、当協会より保険会社に連絡（報告書を送付）致します。その後、保険会社より直接事業者にご連絡がありますので、保険会社の担当者の指示に従ってください。
- ⑥ 詳しくは、保険更新時に配布しております、「LPガス事業者賠償責任保険制度」加入のご案内」をご一読ください。